

全国小売酒販政治連盟が達成しました！

酒税法及び酒類業組合法の一部が改正され

不当に安い価格でお酒を売ることが禁止されます

— 法律は平成 28 年 6 月 3 日（公布）から 1 年以内に施行されます—



先の第 190 国会において、「酒税法等の一部改正法」が成立しました。原価割れなどでお酒を不当な安さで販売することは出来ない、という法律です。自民党でつくる街の酒屋さんを守る国会議員が中心となって、自民党主導のもと、野党の皆さんも賛同して成立した法律です。

このことにより健全な経済行為を実現させ、街の酒屋さんをよみがえらせ、地域の活性化を取り戻したいと思います。

なぜできたの？

お酒には致酔性（飲めば酔うこと）や習慣性があります。

“安く酔える”は真の消費者利益と言えるでしょうか。

企業努力の範囲を超えた価格でのお酒の販売は、未成年者飲酒、飲酒運転、アルコール依存症などのリスクを高め、社会的コストを増加させます。その額は実に酒税収入の約3倍です。お酒については、その特殊性のため、価格や取扱いについて最低限のルールづくりが必要です。

社会的背景は？

日本は、他の先進国と比べても酒類を取り巻く環境の整備がなされていないのが実態です。

自動販売機や、24 時間通しての販売など世界中で、特に先進国では例を見ません。

世界保健機関（WHO）では、若者のアルコールにおける健康障害やアルコールによる犯罪などを防止する観点から、アルコール類の販売に一定の規制を加えるよう警告を発しています。

ポイントはなに？

- ① 原価割れの不当な安売りを防ぐために、ガイドラインを設けます。健全な販売価格の範囲でお酒を販売し、消費者の皆さんもお酒の特性を知り、健全にお酒を楽しむ姿にしていきます。
- ② 酒類の販売店に酒類販売管理者を置き、お酒の販売や管理について3年に一度の研修を受けなくてはなりません。
- ③ これらガイドラインや研修を受けないことが続いた時は、不適切な販売店と定め3年間の酒類販売免許の停止や50万円以下の罰金となります。



正常な経済行為と若者の健康保持のために

お酒の販売はルールを守っていきましょう

✓ そのための法律です